

令和3年3月定例会（令和3年(2021年)3月25日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月25日(木)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○令和3年度水道事業経営方針説明	7
	○企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程及び提案説明	10
	○企業団行政に対する一般質問	13
	○企業長提出議案の質疑	14
	△第1号議案の質疑	14
	△第2号議案の質疑	14
	△第3号議案の質疑	14
	○企業長提出議案の討論、採決	14
	△第1号議案の討論、採決	15
	△第2号議案の討論、採決	15
	△第3号議案の討論、採決	15
	○諸般の報告	15
	○特定事件の議会運営委員会付託	16
	○閉 議	16
	○企業長の挨拶	16
	○閉 会	17
署名議員		19

参考資料

企業長提出議案の処理結果…………… 21

水企告示第6号

令和3年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月18日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和3年(2021年)3月25日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和3年3月定例会 会期3月25日 1日間

応招議員 14名

1番	伊藤	治	議員	2番	増田	等	議員
3番	浅古	高志	議員	4番	工藤	秀次	議員
5番	田口	義博	議員	6番	松岡	高志	議員
7番	大野	保司	議員	8番	松田	典子	議員
9番	山田	裕子	議員	10番	小林	豊代子	議員
11番	竹内	栄治	議員	13番	後藤	孝江	議員
14番	金井	直樹	議員	15番	畑谷	茂	議員

不応招議員 1名

12番 岡野 英美 議員

## 3月定例会 第1日

令和3年(2021年)3月25日(木曜日)

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 令和3年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程及び提案説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出議案の質疑
  - △ 第1号議案の質疑
  - △ 第2号議案の質疑
  - △ 第3号議案の質疑
- 10 企業長提出議案の討論、採決
  - △ 第1号議案の討論、採決
  - △ 第2号議案の討論、採決
  - △ 第3号議案の討論、採決
- 11 諸般の報告
- 12 特定事件の議会運営委員会付託
- 13 閉 議
- 14 企業長の挨拶
- 15 閉 会

(開議 午前10時19分)

出席議員 14名

1番	伊藤	治	議員	2番	増田	等	議員
3番	浅古	高志	議員	4番	工藤	秀次	議員
5番	田口	義博	議員	6番	松岡	高志	議員
7番	大野	保司	議員	8番	松田	典子	議員
9番	山田	裕子	議員	10番	小林	豊代子	議員
11番	竹内	栄治	議員	13番	後藤	孝江	議員
14番	金井	直樹	議員	15番	畑谷	茂	議員

欠席議員 1名

12番 岡野 英美 議員

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口	晃利	企業長
田中	薫	局長
石坂	正幸	次長(兼)配水管理課長
山梨	一弘	副参事(兼)総務課長
松村	一男	お客さま課長
須貝	善彦	施設課長

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
鈴木	勝	松伏町長

書記

小宮	崇	総務課調整幹
北條	理恵	総務課庶務担当主事

10時19分 開会

◎開会の宣告

- （伊藤 治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和3年3月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、今定例会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら会議の運営を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （伊藤 治議長） 企業長から令和2年4月から令和3年1月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （伊藤 治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （伊藤 治議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （伊藤 治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （小宮 崇総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第761号

令和3年（2021年）3月18日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 伊藤 治 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野口 晃 利

令和3年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月25日招集に係る令和3年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団職員の定数条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
  - 1 令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

#### △特定事件の審査結果報告

- （伊藤 治議長） 次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

- （伊藤 治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から  
9番 山田裕子議員、10番 小林豊代子議員、11番 竹内栄治議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

- （伊藤 治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎令和3年度水道事業経営方針説明

- （伊藤 治議長） 令和3年度を迎えるにあたり、水道事業経営方針について説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。令和3年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、未だ収束の時を見通すことができません。地球が誕生してから46億年。永きにわたり保たれてきた自然界のバランスがここ数百年の間に崩れ、地球環境をめぐるさまざまな問題が発生しておりますが、その派生が新型コロナウイルスにほかならないのではないのでしょうか。ウイルスとの闘いには症状に応じた対症療法も必要ですが、こうした事態を招いた根本的な原因から目を背けてはなりません。地球に過大な負荷をかけず、自然と共生していくことが根治療法となるはずで

す。地球は「水の惑星」とも言われていますが、人が使える淡水はごくわずかです。その貴重な地球の恵みを使わせていただいている水道事業は、人と自然との持続可能性にも関わります。国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、「地球規模で考え、足元から行動する」ことが今求められています。

今年度は、当企業団の「水道事業マスタープラン」が後期5か年の初年度に当たります。水道事業を取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、前期5か年の成果を検証するとともに水需要の動向等を改めて推計し、変化に速やかに対応するため計画の見直しを行いました。

令和3年度（2021年度）の予算は、後期見直しによる計画のスタートにふさわしく実効性ある予算となるよう編成いたしました。年間計画配水量については、コロナ禍の影響で一般家庭の使用量が増加していることを勘案して、対前年度比80万立方メートル増の3,800万立方メートルといたしました。

収益的収支については、収入が79億4,700万円、支出が71億700万円で、収支差額は8億4,000万円の利益を見込みました。また、資本的収支では、収入が9億8,600万円、支出が43億7,300万円で、このうち主な建設改良事業は、築比地浄水場系基幹管路更新工事等合わせて23億1,670万円で編成いたしました。

以下、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策

について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来人口や水需要の見直しに基づき水道施設の規模の適正化を図り、地震等の自然災害や事故などに備えて耐震化と更新を計画的に進めると共に、危機管理体制の充実を図ります。

将来の水需要は給水人口とともに減少傾向にあり、浄・配水場の施設規模を見直したところ、老朽化した南部浄水場を廃止しても他の4か所の浄・配水場で安定給水が可能であると判明いたしました。そこで、西部配水場の電気・機械・計装設備が更新時期を迎えていることから、浄・配水場4か所体制を念頭に今年度は更新設備の実設計を行います。

老朽化した配水管の更新及び耐震化については、重要施設に繋がる管路や耐用年数を過ぎた管路を優先し、計画的に整備を進めてまいります。

口径400ミリメートル以上の基幹管路については、築比地浄水場系のうち継続事業である第3工区、第7工区及び第11工区の合計1,653メートルが完工します。また、新たに第4工区155メートルを施工し、築比地浄水場から約2キロメートルの新設管路に通水を開始いたします。

基幹管路以外の口径の小さな配水管については、令和元年度から本格採用している水道配水用ポリエチレン管による更新を進めるとともに、引き続き他の経済的な工法も追究してまいります。また、老朽管の更新とともに十地区画整理事業等に係る道路に新たな配水管を布設するなど、延長約8.2キロメートルの建設改良工事を行い、今年度末の管路の耐震管率は49.7%となる見込みです。

なお、工事が一時期に集中しないよう分散化を図ることは工事の品質確保にもつながることから、配水管布設替工事と舗装復旧工事の一部に債務負担行為を設定し、工期の平準化を図ってまいります。

危機管理対策については、自然災害や新型コロナウイルス感染症など、いかなる危機事象に対しても安定給水が図れるよう、危機管理計画を不断に見直してまいります。災害時における応急給水を円滑に行うため、引き続き耐震型緊急用貯水槽の操作訓練を構成市町の職員と合同で実施するとともに、職員だけでなく自治会の皆さんにも操作や運営を担っていただけるよう、体制の整備を進めます。また、改正された電波法関係法令に適合した無線設備に更新するとともに、災害発生時の初動体制を想定した各種訓練の実施により、災害対応力の強化を図ってまいります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底するために検査体制の充実に努めるとともに、水道施設を適正に維持管理し、常に安全で良質な水の安定供給を図ります。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、安全な水道水を常に供給いたします。水質検査については、国が定める水質基準項目のほかに、当企業団ではより厳しい水質管理目標値を設定し、高い安全性を確保しています。今年度は、水質基準項目の「水銀及びその化合物」を測定する水銀分析装置を更新し、検

査精度の向上と信頼性の確保に一層努めてまいります。

経年化した配水管は、赤水と呼ばれる濁水の発生要因となることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に洗浄し、良質な水の供給を図ります。また、貯水槽の水質を維持するため、貯水槽設置者に適正な管理を促すとともに、指定給水装置工事事業者には更新制度を活用して指導を徹底し、蛇口からの水はいつでも安心してお使いいただけるよう努めてまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営のもとで人材の育成と技術の継承、環境への配慮などに取り組みます。

独立採算を基本とする水道事業では、料金を確実に収納することが重要です。料金の納付相談にきめ細かく対応して未収金を発生させないことはもとより、再三の催告にもお支払いやご相談もいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収納率の向上に努めてまいります。なお、コロナ禍において、支払猶予については引き続き丁寧に対応するとともに、「新しい生活様式」の一環として、自宅などからいつでも料金の納付が可能なスマートフォン決済を昨年末より導入しましたので、その拡充に努めてまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページ、各種イベントや出前講座などを通じて、PRキャラクター「こしまつくん」を活用して情報を分かりやすくお伝えしてまいります。また、今年度はホームページをスマートフォン対応にリニューアルし、より使いやすいものいたします。

健全な水道経営を継続していく担い手は職員です。職員一人ひとりが各種研修で知識や技能を習得することはもとより、風通しの良い職場環境をつくることで、持てる能力を十分発揮し、柔軟な思考と情熱を持って経営に参画する人材を育成してまいります。

脱炭素社会を目指す動きが加速しておりますが、当企業団では引き続き西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを活用するとともに、環境負荷の少ない製品の使用を優先するなど身近なことから見直し、温室効果ガスの排出抑制を図ってまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」の策定に伴い、「普及・拡大」から「維持・管理」への移行が明確になりました。現在の事業認可は拡張期に受けたものであり、今後の事業運営に支障が生じないよう、変更の要否について国と協議を進めてまいります。

今、コロナ禍という未曾有の事態に直面し、暮らしを支え感染予防の観点からも清浄な水道水の必要性が再認識されることとなり、改めて水道事業体としての責務の重さを感じています。新型コロナウイルスが収束し、平穏な日々が一日も早く訪れることを願い、基本理念である“世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道”を念頭に、職員一丸となって水道事業経営に取り組

んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

◎企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程及び提案説明

- （伊藤 治議長） 企業長提出第1号議案ないし第3号議案の3件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団職員の定数条例の一部を改正する条例制定」を初め、3件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案について申し上げます。

本議案は、職員定数に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、当企業団の各課の業務量等を勘案し、職員定数を「132人」から「117人」に改めるほか、休職とされている職員や育児休業をしている職員等について、条例に規定する職員定数の定数外とすることができる規定を、派遣元である越谷市の規定に合わせるため、追加するものでございます。

職員定数は、昭和50年に132人と定め、増大する給水需要に対応してまいりました。今日まで効率的な経営を目指して、事務事業の見直しにより外部委託の導入や組織の統廃合等を実施し、人員の抑制を図ってまいりました。また、水道事業マスタープランの後期見直しに際し、今後の業務量を勘案し、このたび現定数から15人減の117人に改めるものでございます。

なお、本条例は令和3年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案について申し上げます。

本議案は、押印を求める手続の見直しに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

条例の内容でございますが、押印を求める手続の簡素化による業務の効率化を図るため、これまで押印を求めていた事務処理を精査し、廃止が可能と判断したものについて規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例は令和3年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案について申し上げます。

「予算書及び予算説明書」の1ページを、大変恐縮でございますが、御覧いただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数16万7,900戸、1日平均配水量10万4,110立方メートル、年間配水量は前年度より80万立方メートル多い3,800万立方メートル、主な建設改良事業は、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」などの工事請負費23億1,670万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は対前年度比0.89%増の79億4,700万円、水道事業費用は対前年度比0.77%増の71億700万円を計上いたしました。これにより、収支では、税込み8億4,000万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、23ページの予算執行計画書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、収入について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で68億10万円、「その他営業収益」で3億1,390万円、合わせて71億1,400万円を計上し、対前年度比5,700万円の増となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,800万立方メートルに対して、有収率を96.0%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,460万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」650万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」8億210万円など、合わせて8億3,270万円を計上し、対前年度比1,310万円の増となっております。

第3項「特別利益」は、30万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は79億4,700万円、対前年度比7,000万円の増となっております。

次に、支出について申し上げます。

25ページ以降を御覧ください。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて28億3,546万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて5億2,102万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換、検針、水道料金システムなどの委託料、検定満期交換用量水器などの修繕費など、合わせて5億8,882万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理や各種電算システム等に係る経費、水道だより等の広報費など、合わせて3億6,710万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として22億6,710万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、固定資産などの除却費用として4,150万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は66億2,100万円、対前年度比2,800万円の減となっております。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」など、合わせて4億2,000万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は、過年度分の水道料金の還付に要する「過年度損益修正損」300万円のほか、旧越谷浄水場の跡地にある井戸等の設備の撤去に要する費用4,300万円を「その他特別損失」として、合わせて4,600万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は71億700万円、対前年度比5,400万円の増となっております。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入は9億8,600万円、支出は43億7,300万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する33億8,700万円は、「過年度損益勘定留保資金」等で補填をさせていただきます。

それでは、主なものについてご説明申し上げます。恐れ入りますが、31ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、「資本的収入」のうち第1項「企業債」は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」に充当するため、4億円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴う加入者分担金で、2億8,000万円を計上いたしました。

第3項「工事負担金」は、土地区画整理事業等による配水管布設工事など、合わせて2億590万円を計上いたしました。

第4項「固定資産売却代金」は、有価証券の満期償還に伴う売却代金など、合わせて1億10万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は9億8,600万円、対前年度比2億5,700万円の減となっております。

次に、32ページ以降、「資本的支出」について申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、土地区画整理事業地内の配水管布設工事など、合わせて2億1,564万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、「配水管布設替工事」5億4,500万円、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」については、継続事業として実施している「第3工区」、「第7工区」、「第11工区」、そして新規に着工する「第4工区」を合わせて10億5,700万円、西大袋土地区画整理事業地内等の「配水管布設工事」1億5,500万円など、2目全体で23億2,096万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、量水器の購入費用6,800万円、無線設備機器の購入費用440万円、水銀分析装置の購入費用340万円など、合わせて7,800万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は26億1,460万円、対前年度比3億8,920万円の減となっております。

第2項「企業債償還金」は、償還元金14億4,940万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、満期償還に伴う有価証券の購入費用として3億900万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は43億7,300万円、対前年度比3億8,500万円の減となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「債務負担行為」については、「水道水質検査業務委託」460万円、「配水管洗浄業務委託」6,600万円、「水道だより発行経費」320万円、そして工期の平準化を図るため「配水管布設替工事」1億1,600万円、「舗装復旧工事」2,600万円、都合5件を令和3年度内に着手するため設定いたしました。

第6条「企業債」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第3工区、第7工区及び第11工区の財源として、4億円の限度額等を設定いたしました。

その他、第7条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」については、大変恐縮に存じますが、予算書を御覧いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） ここで、第1号議案ないし第3号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時49分 休憩

11時09分 再開

#### ◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業団行政に対する一般質問

- （伊藤 治議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんの

で、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （伊藤 治議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第1号議案の質疑

- （伊藤 治議長） 第1号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第2号議案の質疑

- （伊藤 治議長） 第2号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第3号議案の質疑

- （伊藤 治議長） 第3号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時10分 休 憩

11時10分 再 開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （伊藤 治議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第1号議案の討論、採決

- （伊藤 治議長） 第1号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

△第2号議案の討論、採決

- （伊藤 治議長） 第2号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

△第3号議案の討論、採決

- （伊藤 治議長） 第3号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （伊藤 治議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託の申出が

ありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （伊藤 治議長） 特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （伊藤 治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （伊藤 治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

今定例会に私からご提案させていただきました3議案につきまして、いずれも原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

先日、1都3県に発令されていた緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスの収束を見通すことはまだ難しい状況でございます。企業団では、現下のコロナ禍においても、お客様に安心してお使いいただけるよう、安定給水に努めることはもとより、長期的な視点から見直しをした「水道事業マスタープラン」に掲げる「強靱」、「安全」、「持続」の3つを柱として、いかなる社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、私をはじめ職員が一丸となり、令和3年度の事業執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも健康に十分ご留意いただき、なお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （伊藤 治議長） これをもちまして、令和3年3月定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

11時14分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 治

署名議員 山 田 裕 子

署名議員 小 林 豊 代 子

署名議員 竹 内 栄 治

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団職員の定数条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第2号議案 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について  
(原案可決)
- 第3号議案 令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)